

特別職幹部公務員の給与体系の考え方について

(1) 基本的考え方

特別職幹部公務員の給与体系・水準の基本的考え方については、法令上特別の定めはないが、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定められているところである。

(2) 現行の給与体系についての考え方の整理

現行の特別職幹部公務員の給与体系は、これまでの諸々の経緯の積み重ねにより形作られているところであるが、改めて考え方の整理を試みると、以下のとおりである。給与体系は、こうした考え方を基本に、社会情勢を踏まえ、今後とも適切に見直されるべきものであると考えられる。

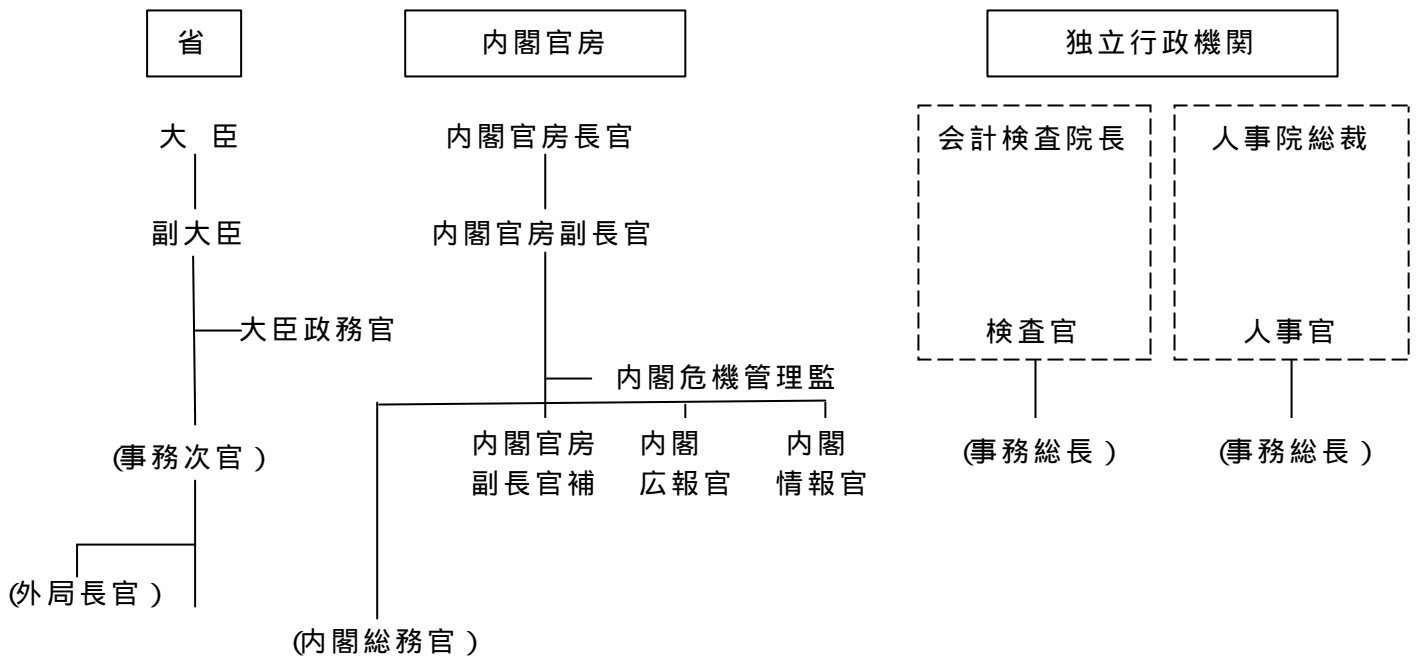
行政機関の長である特別職については、当該行政機関の組織上の位置付けや任務・所掌事務の重要性を考慮して、給与体系上の位置付け(序列)が定められている。

【給与体系上の位置付けの現状】

第1位	行政府の長	内閣総理大臣
第2位	省又は独立行政機関の長	国務大臣、会計検査院長、人事院総裁
第3位	内閣に置かれる機関又は三条機関その他のうち、その任務・所掌事務が特に重要なものの長	内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、宮内庁長官、国家公務員倫理審査会会長
第4位	上記のほか、その任務・所掌事務が重要な行政機関の長	公害等調整委員会委員長

行政機関の内部の官職(長以外)である特別職については、当該行政機関における職責や指揮命令系統等を考慮して、給与体系上の位置付け(序列)が定められている。

【各行政機関における給与体系の例】



(注) ()付の官職は一般職を示す。

上記 で定めた給与体系上の位置付けについては、各々の官職の職責の重要性や職務上の役割に照らして、他の行政機関の官職との均衡を失ないように定められている。

(例) 内閣総理大臣補佐官は、内閣の首長たる内閣総理大臣に対し国政の重要事項に関して意見具申を行うことから、各府省の長(内閣総理大臣又は国務大臣)に対し特定事項に関して意見具申を行う審議会等の会長よりも給与体系上1ランク上とされている。また、国会議員等が内閣総理大臣補佐官に就任した場合には、その職責を考慮して大臣政務官と同額の給与とすることができる。

(注1) 大公使については、公館の重要性に応じ、また、特別の任務を負う場合に備えて、給与体系上複数の位置付けが用意されている。

(注2) 宮内庁の特別職幹部公務員の給与体系については、天皇及び皇族の側近にあって奉仕するという職務の特殊性が考慮されている。